

外郭団体に関する特別委員会資料

令和3年度

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会

事業概要

福祉局

目 次

I	協会設立の趣旨	1
II	協会の概要	2
1	名 称	2
2	所 在 地	2
3	設立年月日（許可・登記）	2
4	基 本 財 産	2
5	機 構	2
6	職 員 数	3
7	評議員・役員	3
III	定 款	5
IV	令和2年度事業報告	12
1	事業報告	12
2	事業別資金収支計算書	22
3	正味財産増減計算書	23
4	貸借対照表	24
5	財産目録	25
6	事業別収入明細書	26
7	事業別支出明細書	27
8	財務状況	28
V	令和3年度事業計画	29
1	事業計画	29
2	経営改善の取り組み状況	35
3	事業別資金収支予算書	38
4	予定正味財産増減計算書	39
5	予定貸借対照表	40
6	事業別予定収入明細書	41
7	事業別予定支出明細書	42
VI	令和2年度主要事業計画・実績比較表	43
VII	主要事業の推移（平成30年度～令和2年度）	44
	参 考 資 料（所管施設の概要）	45

I 協会設立の趣旨

神戸市は、昭和52年1月、市民の総意に基づき「神戸市民の福祉をまもる条例」を制定した。

この条例は、市民福祉の理念を確立し、市民福祉の向上に果たすべき市、事業者及び市民のそれぞれの役割と責務を明らかにするとともに、福祉都市づくりの総合的推進を目指したものである。

本協会は、「神戸市民の福祉をまもる条例」の制定の理念を遵守し、神戸市民の福祉の向上に寄与するために昭和53年9月に任意団体として設置され、その後種々の事業を進め、昭和56年6月1日「財団法人こうべ市民福祉振興協会」として発足したものである。

平成9年4月1日には、(旧)財団法人神戸市年金福祉協会との統合を行い、福祉施設等の総合的・一体的な運営を図ることにより、市民サービスの向上ひいては市民福祉の推進に努めてきた。

公益法人制度改革に伴い平成25年4月1日に公益財団法人に移行した後も、上記の設立趣旨に沿い、より一層質の高い市民サービスの実施に努めている。

Ⅱ 協会の概要

1 名称 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会

2 所在地 神戸市北区しあわせの村1番1号

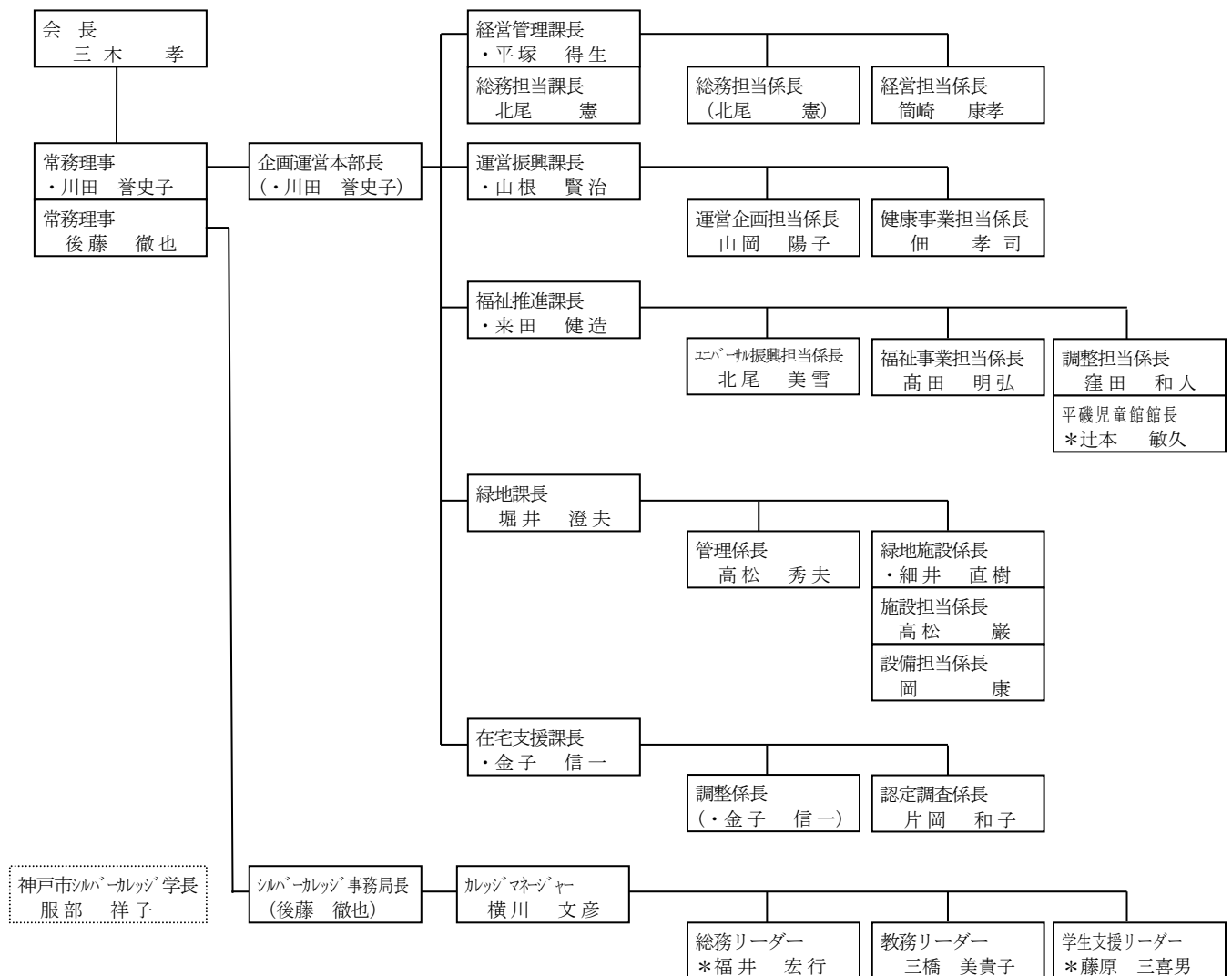
3 設立許可 昭和56年6月1日

設立登記 昭和56年6月1日

公益財団法人移行登記 平成25年4月1日

4 基本財産 410,000千円（神戸市100%出捐）

5 機構



・は市派遣職員，*は神戸市再任用職員を示す

6 職員数（役員を除く）

令和3年7月1日現在

区分	課長	係長	係	計
企画運営本部	6 (4)	12 (2)	97 (-)	115 (6)
シルバーカレッジ 事務局	1 (-)	3 (2)	6 (-)	10 (2)
合計	7 (4)	15 (4)	103 (-)	125 (8)

() は、市派遣職員数内書（再任用職員含む）

7 評議員・役員

令和3年7月1日現在

評議員

役職	氏名	現職名
評議員	生 安 衛	兵庫県健康福祉部社会福祉局長
評議員	大 辻 正 忠	一般社団法人神戸市老人クラブ連合会理事長
評議員	谷 村 誠	兵庫県社会福祉法人経営者協議会会長
評議員	玉 田 敏 郎	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会理事長
評議員	津 田 佳 久	神戸商工会議所常務理事
評議員	福住 美彌子	神戸市民生委員児童委員協議会副理事長
評議員	松 端 信 茂	神戸市知的障害者施設連盟会長
評議員	村 岡 章 弘	一般社団法人神戸市医師会副会長
評議員	森 下 貴 浩	神戸市福祉局長
評議員	山 口 康 志	神戸労働者福祉協議会事務局長
評議員	山 本 孝 子	神戸市婦人団体協議会会長

役員

役職	氏名	現職名
会長[代表理事]	三 木 孝	
常務理事[業務執行理事]	川 田 誉 史 子	
常務理事[業務執行理事]	後 藤 徹 也	
理事	金 山 千 広	立命館大学産業社会学部教授
理事	古 和 久 朋	神戸大学大学院保健学研究科教授
理事	西 海 恵 都 子	株式会社神戸新聞社執行役員事業局長
理事	西 垣 千 春	神戸学院大学総合リハビリテーション学部教授
理事	西 田 勉	公益財団法人神戸YMCA常勤理事
理事	羽 原 好 一	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団常務理事
理事	丸 一 功 光	一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団常務理事
理事	水 野 ひ ろ み	神戸市PTA協議会副会長

監	事	佐 藤 毅	株式会社三井住友銀行公務法人営業第二部副部長
監	事	瀨 尾 文 洋	税理士

Ⅲ 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人こうべ市民福祉振興協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神戸市の市民、事業者及び市がそれぞれ有する人材、資力、その他の福祉資源を総合的に活用することによって、市民福祉を振興するための事業を創造し、かつ、推進し、もって市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民福祉意識の啓発
- (2) 市民の福祉活動の振興
- (3) 高齢者や障がい者の社会参加の支援
- (4) 市民福祉事業の調査研究及び開発
- (5) 総合福祉ゾーン「しあわせの村」の総合的管理運営及び同村における市民福祉事業の企画及び実施
- (6) 市民福祉施設の管理運営
- (7) 介護保険法に基づく要介護認定調査業務等の実施
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、神戸市を中心とした兵庫県内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長（第21条に規定する会長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類(公益目的取得財産残額の算定)
- 第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員7名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第13条 評議員に対して、各年度の総額が70万円を超えない範囲で、評議員会で別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第18条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

- 2 議長の任期は、当該評議員の任期とする。

（決議）

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出

席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)第194条第1項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席評議員のうち、その会議において選出された2名及び議長が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち、2名以内を副会長とすることができる。

4 会長及び副会長以外の理事のうち、1名を専務理事とし、2名以内を常務理事とすることができる。

5 第2項の会長及び第3項の副会長をもって一般法人法上の代表理事とし、前項の専務理事及び常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副会長が2名あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、その職務を行う。

4 専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(賠償責任の免除又は限定)

第27条 この法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、理事又は監事(理事又は監事であったものを含む。)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

2 この法人は、前項の賠償責任について、外部理事又は外部監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、金0円以上であらかじめ法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を、外部理事又は外部監事と締結することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

(顧問)

第29条 この法人に5名以内の顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営について、意見を述べ、又は助言することができる。

4 顧問は、無報酬とする。

5 顧問には、費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 会長及び副会長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 前条第2項及び第3項の場合においては、理事会の議長は、出席した理事の互選による。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解 散)

第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

(委 任)

第41条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の

認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
（略）
- 4 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げるものとする。
（略）
- 5 この法人の最初の会長、副会長及び常務理事は、次に掲げる者とする。
（略）
- 6 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げるものとする。
（略）
- 7 法令及びこの定款の規定に反しない限り、移行登記前に規定されていたこの法人の規程、規則等は移行後もその効力を有するものとする。

附 則

この定款は、平成25年7月1日から施行する。

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	物量等
有価証券等	4億1千万円

IV 令和2年度事業報告

1 事業報告

【公益目的事業】

(1) 市民の福祉意識の啓発並びに福祉活動の普及及び助長

福祉資源としての市民の有する力のさらなる活用を図るため、市民に対する福祉意識の啓発や市民の福祉活動を振興する事業を実施した。

ア 市民の福祉意識の啓発を図る事業

(ア) 市民福祉情報の発信

しあわせの村ホームページ内にWEB版の情報ページ「しあわせの村 NEWS ぴっくあっぷ」を新たに設置するとともに、手話通訳動画による施設の営業状況やイベント等の開催情報、施設の利用案内の提供を開始した。

なお、全市的な福祉・健康に関する情報を広く紹介するために発行していた情報誌「市民ふくし」は、令和2年度をもって紙媒体での発行を廃止した。

[情報ページ発信回数] 9回(7月以降毎月1回)

(イ) 福祉学習機会の提供

障がい者介助の体験や村内福祉施設の紹介、しあわせの村におけるあらゆる利用者に配慮した施設等(UDスポット)の紹介・見学など、しあわせの村の資源を活かした福祉の体験学習機会を学校・地域団体等に提供した。

[参加者数] ふれあい体験学習 13団体 1,069人 出前講座 1校 132人

UDスポットツアー 4件 36人

(ウ) 聴覚・視覚障がいへの理解

聴覚・視覚障がいについて市民の理解を深めるとともに、コミュニケーションの大切さを多くの市民が理解できるよう手話及び点字の講座を行った。

また、手話と字幕による番組や災害時に情報を受信・発信することができる「アイ・ドラゴン4」を村内3か所に設置した。

a 手話講座 (入門課程) 中止

(基礎課程) [実施回数] 1期・全20回 [受講者数(修了者数)] 16人(16人)

b 点字講座 [実施回数] 1期・全32回 [受講者数(修了者数)] 3人(3人)

c 短期手話講習会 [実施回数] 1期・全4回(2期中止) [受講者数]33人(2クラス開講)

d 夏休み子ども向け教室 (手話・点字)

「親子で楽しく 学ぼう 福祉のオリエンテーリング」(別掲)にて実施

(a) ミニ手話教室 [実施日数] 3日(各日2回) [参加者数] 28名

(b) 点字体験コーナー [実施日数] 2日 [参加者数] 29名

e 「アイ・ドラゴン4」設置施設 本館・宿泊館, 温泉健康センター, 野外活動センターあおぞら

イ 市民の福祉活動の振興

(ア) 市民福祉活動支援

市民福祉活動に対する支援の充実を図るために従来の助成制度を見直し、市内に拠点を有する地域団体や福祉団体、教育団体等が、しあわせの村において健康づくりや子育て支援、障がい者支援などの市民福祉の向上を目的として開催する行事などをサポートする相談窓口を新たに設けた。

(イ) 「健康創造都市KOBE」の企業・市民活動の支援

「健康創造都市KOBE」の推進や「健康寿命」の延伸を目指し、しあわせの村の施設を活用して普及啓発や予防事業に取り組む「しあわせの村健康倶楽部」を新たに創設した。

栄養や運動に関するプログラムを提供し、会員が記録した栄養や運動のデータを収集して大学の研究と結びつけることにより市民全体の健康づくりの基盤としていくため、学識経験者等で構成する運営委員会を設置するとともに、神戸市シルバーカレッジの在生や卒業生からモニター会員を募集した。

[運営委員会開催回数] 2回

[登録会員数] 81人

ウ 高齢者や障がい者の社会参加の支援

(ア) 「こうべ長寿祭」の開催等

スポーツ競技の各大会や全国シルバー合唱コンクールを中止するとともに、「全国健康福祉祭ぎふ大会」が1年延期されたため、神戸市代表選手団の派遣は行わなかった。

a ふれあいウォークラリー [実施日] 10月24日 [参加者数] 396人

b 美術作品展 [実施期間] 9月29日～10月3日 [出展作品数] 211点

(イ) ユニバーサルデザイン (UD) の推進

ユニバーサル社会の実現を目指し、神戸市のユニバーサルデザイン(UD)のあり方を実践・発信する拠点としてUDの推進に取り組み、その成果を広く全市に発信していくための事業を実施した。

「UD出前授業」は、神戸市教育委員会の指導・助言のもと新型コロナウイルス感染症対策を講じながら実施し、「夏休み親子UD体験教室」は、パラスポーツ体験や手話・点字講座、村内福祉施設の見学などを組み合わせ、しあわせの村を巡りながらユニバーサル社会について学ぶ「親子で楽しく 学ぼう 福祉のオリエンテーリング」として実施した。

また、「兵庫県立福祉のまちづくり研究所」と連携し、市民を対象とした公開講座として同研究所の見学会を実施した。

a 親子で楽しく 学ぼう 福祉のオリエンテーリング

[実施日] 8月1日～8月7日 [参加者数] 153組 481人

b UD出前授業 [訪問学校数] 32校 [参加者数] 2,082人

c 福祉のまちづくり研究所見学会 [実施日] 11月24日 [参加者数] 16人

d こうべUD活動サポーター (UD出前授業に講師として参画)

[登録者数] 20人 [活動者数] 延139人

エ 市民福祉事業の調査研究及び開発

福祉を取り巻く社会情勢の変化により新たに生じるニーズに対応しながら、「しあわせの村リニューアル検討有識者会議」から出された提言の実現を目指し、先駆的・創造的な市民福祉事業の調査研究及び開発に引き続き取り組んだ。

共同事業体事業者及び村内施設で構成する「しあわせの村会議」を新たに組織するととも

に、下部組織として「広報部会」や「しあわせの村まつり実行委員会」を設置し、村内連携の一層の強化を図った。

また、令和2年8月に「兵庫県立福祉のまちづくり研究所」と連携協定を締結し、それぞれが有する知見や資源を活用し、しあわせの村をはじめとするユニバーサルデザインの推進、地域の発展や人材の育成に寄与することを目指していくこととした。

[しあわせの村会議実施回数] 4回

オ こうべ医療者応援ファンドの創設

新型コロナウイルス感染症患者の治療等にあたる医療従事者に感謝と連帯の気持ちを表しその活動を応援するため、神戸市からの依頼に基づき「こうべ医療者応援ファンド」を創設し、市民や企業・団体からの寄付金の募集を開始した。

医療機関への支援金の配分については、令和2年5月に設置した「こうべ医療者応援ファンド配分委員会」での決定に基づき2回実施した。

配分された支援金は、医療機関の実情に応じて医療従事者への手当・ギフトカードの支給、宿泊費用や慰労費用など、医療従事者の勤務環境の向上に資する形で活用された。

[ファンド創設日] 令和2年4月24日

[寄付金受入額] 延3,644件 6億3,283万429円

[配分委員会開催回数] 5回

[医療機関への支援金配分額] 総額 4億3,121万6,977円

(第一次) 19病院・2関係機関 3億1,508万9,977円

(第二次) 13病院 1億1,612万7,000円

(2) 総合福祉ゾーン「しあわせの村」をはじめとする市民福祉施設の管理運営

ノーマライゼーションの交流拠点である「しあわせの村」においては、豊富な資源やこれまで培った活動実績、ネットワーク等を活用しつつ、村の中でイノベーションを起こし、福祉課題解決のためのさまざまな試みを行うことにより、村の内外からの人材の交流や多様な市民の参画を進め、「ソーシャル・インクルージョン(誰もが居場所と役割を持ち市民として包摂され、誰もが取り残されない社会)」の実現を目指していくため、専門的能力を有する事業者と共同事業体を構成し、指定管理者として運営を行った。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、年度内に2度の緊急事態宣言が発令され、宿泊施設をはじめとする多くの施設が供用休止、供用時間短縮等の対応を執るとともに、イベントや教室についても中止・実施方法を変更するなど、事業運営に大きな影響を受けることとなった。

(しあわせの村利用状況)

		利用者数
入村者数		1,586,300人
施設利用者数		576,447人
	宿泊施設	16,115人
	温泉	122,420人
	屋内運動施設	118,715人
	屋外運動施設	277,131人
	研修館等	42,066人
イベント等		14,854人

(緊急事態宣言発令(県休業要請等)にともなう施設の対応状況)

	令和2年4月7日～5月21日	令和3年1月14日～2月28日
宿泊施設	休業	営業(一部は休業)
温泉	休業	営業時間短縮
屋内運動施設	休業	営業時間短縮
屋外運動施設	休業	営業(一部時短)
研修館等	休業	営業時間短縮

ア 障がい者ディセントワーク(仕事に生きがいと人間らしい尊厳を持つこと)の実現

(ア) 村内施設における“しごと”づくり

村内における障がい者の就労を一層進めるため新たに「しあわせの村実習受け入れセンター」を開設し、村内事業所での職場体験実習の受け入れに向けたマッチングやサポート業務を開始した。

また、清掃や園地管理等の施設管理業務を村内福祉施設等へ委託するなど、障がい者の就労や自立・社会参加の支援とともに、村内での新たなしごとづくりに取り組んだ。

さらに、農業を通じた障がい者の就労拡大に取り組んできた「農福連携事業」の農場を活用し、障がい者や認知症高齢者の農業体験を実施するとともに、障がい者による収穫した農産物の販売体験を実施するなど、障がい者の活躍できる場を拡充した。

a 職場体験実習 [受入施設数] 4施設 [受入人数] 延17人 [実習実施日数] 83日

b 農業体験 [参加施設数] 3施設 [参加人数] 延128人 [体験実施日数] 26日

c 農福連携サポーター(農業体験活動を支援)

[登録者数] 29人 [活動人数] 延244人 [活動日数] 27日

(イ) 障がい者施設製品のブランド力向上・販売支援

障がい者施設製品や施設のPRと販売を一体的に行う本館・宿泊館1階の「はっぴねすコーナー」において、製品の販売機会拡大と取扱商品の充実を図るため、市内障がい者施設を対象に新たな出店者を募集し、商品の販売を開始した。

a はっぴねすコーナー売上額 1,905千円

b はっぴねすコーナー出店施設 32施設

c 缶バッジ☆マグネット製作隊受注実績 村内障がい者施設4施設 計12,146個

イ 障がい者スポーツ・芸術の振興

(ア) 東京パラリンピック・世界パラ陸上に向けた支援

オーストラリアパラリンピックチームなどへの練習会場としての村内施設の提供、神戸市が主催する「東京2020パラリンピック聖火リレー 聖火フェスティバル(聖火ビジット)」については、大会開催が令和3年に延期となったためすべて中止となった。

また、令和3年に神戸市で開催予定であった「世界パラ陸上」についても令和4年に延期が決定した。

(イ) パラスポーツ支援のための施設改修

東京パラリンピックや世界パラ陸上の開催は延期となったが、予定していた多目的運動広場の改修を神戸市から委託を受け実施するとともに、神戸市において体育館の改修が実施された。

a 多目的運動広場

トラック部分について、新国立競技場と同じ仕様の全天候型舗装材に改修した。

b 体育館

高反発で車いすバスケットボールに適した床面素材に張り替えられるとともに、空調設備が新たに設置された。

(ウ) 障がい者スポーツの振興

障がい者の健康増進、心身機能の維持・向上や生きがいづくりを目的とした各種スポーツ教室を実施するとともに、障がい者と健常者がスポーツを通じて相互理解を深めることを目的とした交流イベントを実施した。

a 障がい者スポーツ教室

〔実施種目〕 水泳、卓球、親子運動、テニス、アーチェリー、ニュースポーツ

〔実施回数〕 水泳、卓球運動あそび 年2期(春期中止)

テニス 年5期(第1期(4～5月)中止)

アーチェリー 年3期(春期中止) ニュースポーツ 毎月(4～5月中止)

〔受講者数〕 計359人

b スポーツ交流イベント

(a) パラリレーカーニバル 〔実施日〕 10月4日 〔参加者数〕 71人

(b) トレイルオリエンテーリング 〔実施日〕 10月25日 〔参加者数〕 105人

(c) パラスポーツ王国 **HYOGO&KOBE** 夢プロジェクト2020

〔実施日〕 11月3日 〔参加者数〕 2,886人

(エ) こころの아트展・手のひらギャラリー

「こころの아트展」については、過去の出展作者の中から新たな作品を選考して特別展を実施するとともに、年間を通じてこころの아트展の作品を鑑賞できる常設展示スペースとして、「こころの아트ギャラリー」を本館・宿泊館2階に新たに設置した。

また、神戸旧居留地エリアの企業等の協力を得て、エリアを散策しながら作品を鑑賞する「神戸旧居留地こころの아트展」を初めて実施した。

一方、「手のひらギャラリー」については、障がい者の芸術・創作活動を発表できる場として引き続き提供した。

a こころの아트展2020 〔実施期間〕 12月2日～1月3日 〔来場者数〕 3,852人

b 神戸旧居留地こころのアート展

[実施期間] 3月10日～3月23日 [作品展示場所] 11か所

c 手のひらギャラリー [利用件数] 4件

ウ アクティブエイジングを活かす

(ア) 神戸市シルバーカレッジの運営

高齢者の豊かな経験を活かして自らの可能性を拓き、その成果を社会へ還元することを旨として高齢者に学習や実践活動の場を提供するため、健康福祉、国際交流・協力、生活環境、総合芸術の4つのコースを設け、コース別の専門授業や社会貢献などの共通授業、スポーツ授業を実施するとともに、学生のボランティア活動や地域交流活動などの社会貢献活動に対する支援・協力を行った。

[令和2年度入学者数] 326人(うち、再入学者数 60人)

[令和2年度末在籍学生数] 788人

[授業実施状況]

令和2年3月2日～8月31日 臨時休校(24期生卒業式、27期生入学式は中止)

7月1日 学校再開に向けた説明会を開始

25期生(3年生)のグループ学習を再開

9月1日 学校活動全体を再開

令和2年度は年間授業日数を60日から40日に削減

しあわせの村内研修館等を活用し広い学習会場で授業を実施

一部授業にリモート授業を導入

(イ) グループわとの連携

神戸市シルバーカレッジの卒業生の社会貢献活動の機会を広げるため、「NPO法人社会還元センターグループわ」と連携し、当協会が実施する村内事業に対して企画段階からの参画を得て、しあわせの村の魅力向上を図った。

10月には「ビバ・ハロウィン『こうべっこひろば』」と題して、ものづくり体験やステージショーを通じて親子や子ども同士の交流を深める事業を新たに実施した。

a わいわいストリート 中止

b 夏休み工作塾 [実施日] 8月8日 [参加者数] 190人

c ビバ・ハロウィン「こうべっこひろば」 [実施日] 10月25日 [来場者数] 1,884人

(ウ) 認知症・フレイル予防に対する支援

「しあわせの村健康倶楽部」の創設(再掲)

エ 子ども・子育て支援

(ア) 支援が必要な児童に対する取り組み

発達気になる児童に学校行事の事前体験の場を提供する「発達気になる子の体験ひろば」や「保護者向け講座」は事業全体を中止とする一方、今後事業を体系的に実施していくため、専門家による運営体制やプログラムの見直しについて検討を行った。

また、これまで実施してきた「ファミリー日帰りキャンプ」については、障がい児とその家族が日帰りキャンプを気軽に体験できるよう「家族で楽しむキャンプ入門」という新たな形で実施した。

家族で楽しむキャンプ入門 [実施日] 10月25日 [参加者数] 25組 119人

(イ) あらゆる子どもの成長支援

自然環境を活かした子どもの成長支援、交流や人材育成などの地域づくりを目的に、市内関係団体やしあわせの村ボランティア、NPOなどと連携し、子育て・子育て支援に取り組んだ。

a 子育て・子育てイベントの実施

しあわせの村の公園施設などを活用して子どもの実体験を支援するプログラムの実施や、親子での創作体験などの世代間交流やしごと体験イベント等の社会経験機会の提供など、さまざまな子育て・子育て支援を目的とした事業を実施した。

(a) 親子で楽しく 学ぼう 福祉のオリエンテーリング (再掲)

(b) 夏休み工作塾 (再掲)

(c) 家族で楽しむキャンプ入門 (再掲)

(d) 村の小さなお祭り

野外活動センターあおぞらのキャンプファイアー場を活用し、家族で手持ち花火を楽しめる場を提供した。

[実施日] 8月29日, 9月5日 [参加者数] 1,895人

(e) ビバ・ハロウィン「こうべっこひろば」 (再掲)

b 子育て支援駐車料金無料化

神戸市が進める子育て支援施策として、18歳未満の子どもとともにしあわせの村を利用した場合に、普通車駐車料金の無料化を引き続き実施した。

[子育て支援無料化台数] 94,750台

(ウ) 平磯児童館の運営

児童に健全な遊びの場を提供し、その健康の増進または情操を豊かにする活動を通じて、地域における市民福祉に寄与することを目的に、指定管理者として児童館の運営を行った。

[来館者数] 5,323人

オ しあわせの村の活性化・イノベーション

(ア) 魅力向上に向けた取り組み

a 発信力の強化

「しあわせの村広報部会」において広報媒体の現況を検証するとともに、SNSなどの新たな広報手段の活用など今後のしあわせの村の広報のあり方について検討した。

また、しあわせの村ホームページ内で手話通訳動画の配信を開始し、施設の営業状況やイベント等の開催情報、施設の利用案内を提供した。

さらに、入村者アンケート調査では、新型コロナウイルス感染症がしあわせの村の利用状況にどのような変化を与えたのかについて神戸学院大学に調査結果の分析を依頼した結果、若い世代ほど施設を利用する回数が増えたと回答した割合が高く、その満足度も高かった。

(a) しあわせの村広報部会 [開催回数] 2回

(b) 入村者アンケート調査 [実施回数] 年1回・2日間 [有効回答数] 1,935件

b 市民交流事業

各種の市民交流事業については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況をみながら実施するとともに、子育て世代を中心とする若年世代の利用頻度が高くなって

いるという入村者アンケート調査結果もふまえ、新たな事業にも取り組んだ。

(a) こうべ福祉・健康フェア

会場への入場を当日受付制とし人数を制限、また会場内を一方通行とし混雑対策を講じるとともに、出店数の制限や飲食物の販売禁止、子ども向け体験イベントや各種検診を中止するなど、新型コロナウイルス感染症対策を徹底して実施した。

[実施日] 11月1日 [来場者数] 1,460人

(b) しあわせの村まつり

中止とする一方、「しあわせの村まつり実行委員会」において今後のまつりのあり方について検討した。

[実行委員会開催回数] 2回(1回中止)

(c) こうべロハスひろば 中止

(d) マンスリーミニコンサート

新型コロナウイルス感染症対策として事前申込制としたミニコンサートを実施するとともに、コンサート動画を制作した。

[実施回数] 3回(11月～1月) [来場者数] 200人

(e) ウォークラリー with Dog 中止

(f) 村の魅力ある自然環境を楽しむ

日本庭園をはじめとするしあわせの村の公園施設を活用し、豊かな自然環境を体感しながら魅力を感じることができるイベントを実施した。

i 夜桜ライトアップ 中止

ii 紅葉ライトアップ

[実施日] 10月30日～11月15日(17日間) [来場者数] 4,075人

iii 緑のオリエンテーリング [実施日] 10月3日 [来場者数] 281人

c 新型コロナウイルス感染症の感染拡大をふまえた事業の実施

(a) 親子で楽しく 学ぼう 福祉のオリエンテーリング (再掲)

(b) わくわくクイズラリー

しあわせの村内を巡りながら村に関する簡単なクイズに答え、ゴールした方にプレゼントを進呈する、来村者が気軽に参加でき楽しめるイベントを実施した。

[実施日] 7月23日～7月31日, 8月8日～8月17日, 8月22日, 8月23日,
8月29日, 8月30日 (23日間)

[参加者数] 1,284人

(c) 村の小さなお祭り (再掲)

(d) 市民ふれあいトライアル

運動広場のリニューアルを記念し、障がい児や家族が参加できる走り方教室や、小学生以上のだれもが参加できるタイムトライアルを実施した。

[実施日] 9月20日 [参加者数] 303人

(e) ビバ・ハロウィン「こうべっこひろば」 (再掲)

(f) 市民絆リレーマラソン

家族や友人、チームなど(2～30人)でフルマラソンやハーフマラソンと同じ距離

をリレー形式で完走を目指し、改修された運動広場の体験機会や仲間の絆づくりの機会を提供した。

[実施日] 1月17日 [参加者数] 13組 101人

(g) 「神戸市民向け家族宿泊プラン」の実施支援

神戸市民の家族連れを対象とした宿泊プラン「神戸市民限定 子育て応援キャンペーン」を共同事業体事業者が実施することに対して支援を行った。

[実施期間] 7月20日～3月31日（12月31日～1月3日を除く）

[対象施設] 村内のすべての宿泊施設（本館、たんぼぼ、ひよどり、あおぞら）

[利用者数] 延721人

d ユニバーサル農園活動

レクリエーションや障がい者の機能回復等を目的として、村内の福祉施設の高齢者・障がい者・児童に野菜の栽培や収穫等の農園活動の体験機会を提供した。

[参加団体数] 8団体 [参加人数] 701人

e 総合的な維持管理

(a) しあわせの村を訪れるだれもが安全・安心・快適に利用できるよう、施設の保守・修繕や警備、無料巡回バスの運行等の総合的な維持管理を行った。

(b) 一年中花を見ることができ、市民の憩いとリフレッシュの場として人気が高い緑地について、引き続き快適な空間として利用いただけるよう維持管理を行った。

(イ) ボランティア活動の推進

スポーツ教室やイベントが中止や開催方法が変更となるとともに、ボランティアの安全確保の観点からその活動が制限されることとなった。

一方、ユース(大学生)ボランティアについては、自立した活動を行うことができる団体としていくため、(公財)神戸YMCAと連携して継続的に研修会を実施した。

a ボランティア登録者数/活動者数

(a) 障がい児・者向けスポーツ教室指導補助ボランティア 58人/延619人

(b) 社会人ボランティア 55人/延489人

(c) ユース(大学生)ボランティア 43人/延187人

(d) 花緑ボランティア 19人/延560人

(e) おはなしの会 10グループ82人/活動なし

b ボランティア研修会開催実績

(a) 水泳ボランティア向け研修 中止(2回予定)

(b) ユース(大学生)ボランティア向け研修 6回 延66人参加

(ウ) ユニバーサル社会に配慮した施設整備

高齢者や障がい者の利用割合が高い施設の特性を考慮しながら、協会において策定した「しあわせの村ユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、当事者の意見を活かし検証しながら、引き続きだれにでもやさしい村づくりを進めた。

トイレの洋式化改修工事を引き続き実施するとともに、「アイ・ドラゴン4」を村内3か所に設置した。

[トイレ改修工事实施施設]

多目的運動広場、テニスコートクラブハウス、アーチェリー場、日本庭園、馬事公苑

(3) 介護保険制度の公正・公平な運営を確保するための事業

指定市町村事務受託法人として、市内全域における介護保険サービスの受給を新規に申請する市民、及び要介護度の変更を申請する市民に対して訪問・調査を行う「要介護認定調査業務」を神戸市からの受託により実施した。

[調査件数] 32,773件

【収益事業等】

(1) 指定管理施設に付帯する便益施設及び市民福祉施設の運営等

ア しあわせの村内便益施設の運営

(ア) 有料駐車場

神戸市シルバーカレッジ在学学生を対象として、利便性の向上や村内施設の利用促進を目的とした定期券の発行を新たに開始した。

[神戸市シルバーカレッジ学生定期券発行枚数] 293枚

[有料利用台数] 159,905台

[子育て支援無料化台数] 94,750台（再掲）

(イ) 公衆電話 [設置台数] 4台

(ウ) 貸館（神戸市シルバーカレッジ内ホール等、日本庭園内茶室）

[利用者数] 《ホール等》380人 《茶室》265人

(エ) 屋外アドベンチャー遊具（民間事業者と連携し設置）

[施設名称] BOUKEN Adventure Park 神戸しあわせの村

[運営事業者] 株式会社冒険の森

[利用者数] 17,750人

イ 保養センター太山寺・ラジウム温泉太山寺

市民の健康の保持・増進を図るために建設した同施設について、公募により選定した民間事業者により運営を行った。

[運営事業者] 株式会社なでしこの湯

[利用者数] 《宿泊》3,257人 《温泉》144,742人

[新型コロナウイルス感染症への対応状況]

4月17日～5月24日 全館休業

5月25日～7月31日 温泉施設(レストラン除く)及び売店営業再開

8月1日 宿泊施設営業再開(温泉レストラン、直売所は休業継続中)

ウ サン舞子マンション

平成23年度に社会福祉法人へ事業を承継したが、入居預り金の管理等を引き続き行った。

[事業承継法人] 社会福祉法人神港園

2 事業別資金収支計算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位:円)

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
公益目的事業会計	1,026,141,071	公益目的事業会計	1,225,193,067
福祉啓発等事業収入	207,502,643	福祉啓発等事業支出	368,357,594
しあわせの村公益事業収入	474,589,737	しあわせの村公益事業支出	491,111,769
要介護認定調査事業収入	331,820,940	要介護認定調査事業支出	343,837,279
長寿祭事業収入	1,663,431	長寿祭事業支出	11,119,864
児童館事業収入	10,564,320	児童館事業支出	10,766,561
収益事業等会計	698,686,137	収益事業等会計	713,166,787
しあわせの村収益事業収入	648,318,926	しあわせの村収益事業支出	559,353,835
太山寺事業収入	50,367,211	太山寺事業支出	46,657,698
		サン舞子マンション等事業支出	101,882,054
		法人税等支出	5,273,200
法人会計	548,834,177	法人会計	332,912,393
法人管理収入	548,834,177	法人管理支出	332,912,393
当期収入合計(A)	2,273,661,385	当期支出合計(C)	2,271,272,247
前期繰越収支差額(B)	444,611,207	当期収支差額(A)-(C)	2,389,138
収入合計(A)+(B)	2,718,272,592	次期繰越収支差額	447,000,345

※ 神戸市からの収入

- (1) 補助金 126,382千円
- (2) 委託料 1,303,983千円

3 正味財産増減計算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	額
I 一般正味財産増減の部		
1 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	1,036,761	
特定資産運用益	971,446	
事業収益	1,434,161,383	
受取補助金等	72,469,467	
受取負担金	48,061,944	
受取寄付金	33,976	
雑収益	16,664,534	
経常収益計		1,573,399,511
(2) 経常費用		
事業費	1,519,046,250	
管理費	24,623,193	
経常費用計		1,543,669,443
当期経常増減額		29,730,068
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		
受取補助金等	53,912,533	
受取寄付金振替額	431,216,977	
経常外収益計		485,129,510
(2) 経常外費用		
固定資産除却損	45,786,732	
こうべ医療者応援ファンド事務費	6,186,089	
助成金及び負担金	431,216,977	
経常外費用計		483,189,798
当期経常外増減額		1,939,712
税引前当期一般正味財産増減額		31,669,780
法人税・住民税及び事業税		5,273,200
当期一般正味財産増減額		26,396,580
一般正味財産期首残高		172,044,962
一般正味財産期末残高		198,441,542
II 指定正味財産増減の部		
寄付金収入	632,830,429	
基本財産運用益	1,036,761	
特定資産運用益	380,722	
一般正味財産への振替額	△ 432,553,738	
当期指定正味財産増減額		201,694,174
指定正味財産期首残高		510,295,786
指定正味財産期末残高		711,989,960
当期正味財産増減額		228,090,754
正味財産期首残高		682,340,748
III 正味財産期末残高		910,431,502

4 貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1 流動資産		1 流動負債	
現金預金	444,058,744	未払金	200,289,981
未収金	219,702,857	1年以内返済借入金	10,666,000
棚卸資産	2,702,413	預り金	29,561,949
前払金	806,027	賞与引当金	19,684,237
立替金	12,284,647	1年以内支払リース債務	4,120,560
流動資産合計	679,554,688	流動負債合計	264,322,727
2 固定資産		2 固定負債	
(1) 基本財産		長期借入金	1,332,674,000
基本財産普通預金	5,766,692	預り入金	3,000,000
基本財産有価証券	404,233,308	受入保証金	17,000,000
基本財産合計	410,000,000	退職給付引当金	153,150,939
(2) 特定資産		リース債務	4,729,740
退職給付引当資産	153,150,939	固定負債合計	1,510,554,679
基金等特定資産	341,533,718	負債合計	1,774,877,406
川重シルバー活動基金	100,376,508	III 正味財産の部	
こうべ長寿祭事業基金	10,689,291	1 指定正味財産	
受入保証金特定資産	17,000,000	寄付金	711,989,960
こうべ医療者応援ファンド	201,613,452	指定正味財産合計	711,989,960
特定資産合計	824,363,908	(うち基本財産への充当額)	(410,000,000)
(3) その他の固定資産		(うち特定資産への充当額)	(301,989,960)
土地	317,264,998	2 一般正味財産	
建物	260,537,789	一般正味財産	198,441,542
建物付属設備	47,657,389	一般正味財産合計	198,441,542
構築物	46,815,772	(うち基本財産への充当額)	(-)
什器備品	53,371,935	(うち特定資産への充当額)	(352,223,009)
機械及び装置	22,660,741	正味財産合計	910,431,502
ソフトウェア	6,495,426		
電話加入権	1,635,410		
投資有価証券	6,100,551		
リース資産	8,850,301		
その他の固定資産合計	771,390,312		
固定資産合計	2,005,754,220		
資 産 合 計	2,685,308,908	負債及び正味財産合計	2,685,308,908

5 財産目録

令和3年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金預金	444,058,744	未払金	200,289,981
現金	1,369,186	1年以内返済長期借入金	10,666,000
普通預金	441,617,218	みなと銀行	
三井住友銀行, みなと銀行		預り金	29,561,949
振替貯金	1,072,340	賞与引当金	19,684,237
大阪貯金事務センター		1年以内支払リース債務	4,120,560
未収金	219,702,857	流動負債合計	264,322,727
棚卸資産	2,702,413	固定負債	
前払金	806,027	長期借入金	1,332,674,000
立替金	12,284,647	神戸市, みなと銀行	
流動資産合計	679,554,688	預り入金	3,000,000
固定資産		受入保証金	17,000,000
基本財産		退職給付引当金	153,150,939
基本財産普通預金	5,766,692	リース債務	4,729,740
三井住友銀行		固定負債合計	1,510,554,679
基本財産有価証券	404,233,308	負債合計	② 1,774,877,406
大阪市債, 西日本高速道路社債他		正味財産	①-② 910,431,502
基本財産合計	410,000,000		
特定資産			
退職給付引当資産	153,150,939		
三井住友銀行普通預金	53,035,556		
投資有価証券	100,115,383		
福井県債			
基金等特定資産	341,533,718		
三井住友銀行普通預金	140,766,778		
投資有価証券	200,766,940		
鉄道運輸機構債券, 共同発行市場公募地方債			
川重シルバー活動基金	100,376,508		
三井住友銀行普通預金	832,311		
投資有価証券	99,544,197		
新潟市債			
こうべ長寿祭事業基金	10,689,291		
三井住友銀行普通預金			
受入保証金特定資産	17,000,000		
三井住友銀行普通預金			
こうべ医療者応援ファンド	201,613,452		
三井住友銀行普通預金	181,598,329		
大阪貯金事務センター振替貯金	20,015,123		
特定資産合計	824,363,908		
その他固定資産			
土地	317,264,998		
ラジウム温泉太山寺 他			
建物	260,537,789		
ラジウム温泉太山寺 他			
建物付属設備	47,657,389		
構築物	46,815,772		
什器備品	53,371,935		
機械及び装置	22,660,741		
ソフトウェア	6,495,426		
電話加入権	1,635,410		
投資有価証券	6,100,551		
大阪市債, 新潟市債, 西日本高速道路社債他			
リース資産	8,850,301		
その他固定資産合計	771,390,312		
固定資産合計	2,005,754,220		
資産合計	① 2,685,308,908		

6 事業別収入明細書

令和2年4月1日～令和3年3月31日

(単位:円)

会 計 名	収入合計	内 訳				
		事 業 収 入	受 託 料 収 入	補 助 金 収 入	雑 収 入	そ の 他 収 入
公益目的事業会計	1,026,141,071	528,304	799,174,198	86,044,698	127,054,376	13,339,495
福祉啓発等 事業収入	207,502,643	-	-	81,191,082	126,311,561	-
しあわせの村公益 事業収入	474,589,737	528,304	455,125,507	4,853,616	742,815	13,339,495
要介護認定調査 事業収入	331,820,940	-	331,820,940	-	-	-
長寿祭事業収入	1,663,431	-	1,663,431	-	-	-
児童館事業収入	10,564,320	-	10,564,320	-	-	-
収益事業等会計	698,686,137	177,612,583	504,809,098	-	16,264,456	-
しあわせの村収益 事業収入	648,318,926	135,247,532	504,809,098	-	8,262,296	-
太 山 寺 事 業 収 入	50,367,211	42,365,051	-	-	8,002,160	-
法 人 会 計	548,834,177	-	-	40,337,302	508,496,875	-
法人管理収入	548,834,177	-	-	40,337,302	508,496,875	-
合 計	2,273,661,385	178,140,887	1,303,983,296	126,382,000	651,815,707	13,339,495

7 事業別支出明細書

令和2年4月1日～令和3年3月31日

(単位:円)

会 計 名	支出合計	内 訳		
		人 件 費	物 件 費	そ の 他
公益目的事業会計	1,225,193,067	526,626,620	368,120,593	330,445,854
福祉啓発等事業支出	368,357,594	30,661,902	7,402,529	330,293,163
しあわせの村公益事業支出	491,111,769	208,268,190	282,690,888	152,691
要介護認定調査事業支出	343,837,279	268,030,911	75,806,368	-
長寿祭事業支出	11,119,864	9,456,433	1,663,431	-
児童館事業支出	10,766,561	10,209,184	557,377	-
収益事業等会計	713,166,787	78,635,498	515,845,006	118,686,283
しあわせの村収益事業支出	559,353,835	75,639,805	483,714,030	-
太山寺事業支出	46,657,698	2,995,693	32,130,976	11,531,029
サン舞子マンション等事業支出	101,882,054	-	-	101,882,054
法人税等支出	5,273,200	-	-	5,273,200
法人会計	332,912,393	11,131,860	15,437,583	306,342,950
法人管理支出	332,912,393	11,131,860	15,437,583	306,342,950
合 計	2,271,272,247	616,393,978	899,403,182	755,475,087

8 財務状況

(単位：千円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	元→2増減	
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額	134,655	68,632	29,730	▲ 38,902
		経常収益	1,334,553	1,366,657	1,573,399	206,742
		うち公益	767,216	781,645	834,809	53,164
		うち公益以外	567,337	585,012	738,590	153,578
		経常費用	1,199,898	1,298,025	1,543,669	245,644
		うち事業費(公益)	797,123	866,723	886,949	20,226
		うち事業費(公益以外)	379,555	400,296	632,097	231,801
		うち管理費(公益)	0	0	0	0
		うち管理費(公益以外)	23,220	31,006	24,623	▲ 6,383
		評価損益等	0	0	0	0
	当期経常外増減額	25,055	▲ 309	1,940	2,249	
	経常外収益	27,773	0	485,130	485,130	
	経常外費用	2,718	309	483,190	482,881	
	法人税、住民税及び事業税	172	361	5,273	4,912	
	当期一般正味財産増減額	159,538	67,962	26,397	▲ 41,565	
	一般正味財産期首残高	▲ 55,455	104,083	172,045	67,962	
	一般正味財産期末残高	104,083	172,045	198,442	26,397	
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額	81	81	201,694	201,613
		指定正味財産増加額	1,417	1,417	634,248	632,831
指定正味財産減少額		1,336	1,336	432,554	431,218	
うち一般正味財産への振替額		1,336	1,336	432,554	431,218	
指定正味財産期首残高		510,134	510,215	510,296	81	
指定正味財産期末残高		510,215	510,296	711,990	201,694	
正味財産期首残高	454,679	614,298	682,341	68,043		
当期正味財産増減	159,619	68,043	228,091	160,048		
正味財産期末残高	614,298	682,341	910,432	228,091		
貸借対照表 B/S	資産合計	2,544,141	2,617,499	2,685,309	67,810	
	流動資産	593,383	726,126	679,555	▲ 46,571	
	固定資産	1,950,758	1,891,373	2,005,754	114,381	
	うち建物	305,996	283,255	260,538	▲ 22,717	
	負債合計	1,929,843	1,935,159	1,774,878	▲ 160,281	
	流動負債	186,515	311,294	264,323	▲ 46,971	
	うち短期借入金	0	0	0	0	
	固定負債	1,743,328	1,623,865	1,510,555	▲ 113,310	
	うち長期借入金	1,544,006	1,438,340	1,332,674	▲ 105,666	
	正味財産合計	614,298	682,341	910,432	228,091	
指定正味財産	510,215	510,296	711,990	201,694		
一般正味財産	104,083	172,045	198,442	26,397		

V 令和3年度事業計画

1 事業計画

【公益目的事業】

(1) 市民の福祉意識の啓発並びに福祉活動の普及及び助長

福祉資源としての市民の有する力のさらなる活用を図り、市民に対する福祉意識の啓発や、市民の福祉活動を振興する事業を実施する。

ア 市民の福祉意識の啓発を図る事業

(ア) 市民福祉情報の発信

全市的な福祉・健康に関する情報や、当協会及びしあわせの村を運営する共同事業体が展開する事業を広く紹介する「しあわせの村ホームページ」等のWEBサイトのリニューアル及び維持管理を行う。

(イ) ユニバーサルデザイン（UD）の普及啓発

学校・地域団体等を対象に、障がい者介助の体験や村内福祉施設の紹介、しあわせの村におけるあらゆる利用者に配慮した取り組み等（UDスポット）の紹介、しあわせの村の資源を活かしたユニバーサル体験学習を実施する。

また、神戸市のユニバーサルデザイン（UD）のあり方を実践・発信する拠点としてUDの推進に取り組み、その成果を広く全市に発信していく。

さらに、市内の小学校を対象とした「UD出前授業」、出前授業の市民講師を務めるサポーターの活動の場である「UD広場」の運営などの取り組みを行うとともに、事業の実施に最新の科学的知見を取り入れるため、兵庫県立福祉のまちづくり研究所など関係機関との連携を強めていく。

(ウ) 聴覚・視覚障がいへの理解

ソーシャルインクルージョンの実現を図るため、聴覚・視覚障がいについて市民の理解を深めるとともに、コミュニケーションの大切さを多くの市民が理解できるよう、手話及び点字の講座を行う。

手話講座入門課程の既修者向けのフォローアップ講座や、子どもを対象にした通年の手話講座を新たに開講するほか、夏休み子ども向け教室（手話・点字）も実施する。

(エ) 全国健康福祉祭(ねんりんピック)への神戸市代表選手の派遣

「第33回全国健康福祉祭ぎふ大会」に、各競技団体が独自に選出した選手を神戸市代表選手団として派遣する。

なお、これまで実施してきた「こうべ長寿祭」や「全国シルバー合唱コンクール」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催を中止する。

イ 市民の福祉活動の振興

(ア) 市民福祉活動支援

市内に拠点を有する地域団体や福祉団体、教育団体等が、健康づくりや子育て支援、障がい者支援などの市民福祉の向上を目的とした活動をしあわせの村において行うことに対して、相談窓口において施設予約や広報協力などの支援を行う。

ウ 市民福祉事業の調査研究及び開発

福祉を取り巻く社会情勢の変化により新たに生じるニーズに対応するとともに、「しあわせの村リニューアル検討有識者会議」から出された提言の実現を目指し、先駆的・創造的な市民福祉事業の調査研究及び開発に取り組む。

(ア) 「しあわせの村ラボ（仮称）」の設置

しあわせの村で健康福祉分野のイノベーションを起こし、多様な人・セクターが村で交流することによりソーシャルインクルージョン（誰もが居場所と役割を持ち市民として包摂され、誰もが取り残されない社会）を実現していくため、当協会が包括連携協定を締結している神戸学院大学や兵庫県立福祉のまちづくり研究所、神戸市と連携協定を締結している東京大学先端科学技術研究センター等と連携を図りながら、しあわせの村がさまざまな実証実験の場となるよう、「しあわせの村ラボ（仮称）」の設置を目指す。

(イ) 健康寿命延伸の促進

a 「しあわせの村健康倶楽部」の運営

健康寿命延伸、認知症神戸モデルの推進を目的に、コロナ禍による高齢者の出控えに対する介護・認知予防対策の一つとして、しあわせの村の施設を有効活用にも取り組みながら、「しあわせの村健康倶楽部」の運営を行う。

また、会員から収集した「健康データ」と、神戸市の健康アプリケーション「マイコンディションKOBE」との連携を図り、会員の同意のもと研究者にデータを提供することにより、その検証結果が神戸市民全体の健康づくりに役立てられることも目指す。

b 認知症・フレイル予防の推進

神戸市の介護予防事業として、「市民サポーターによるフレイルチェック会」を実施するとともに、「認知症神戸モデル」推進に向けて、「しあわせの村健康倶楽部」のプログラムの一環として広く市民を対象とした認知症予防事業を実施する。

(ウ) 障がい者の生涯学習の場の整備

文部科学省の委託事業である「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」として、学校を卒業した障がい者が、社会で自立して生きるために必要となる力を維持・開発・伸長していくことができるよう、学習プログラムの提供や障がい当事者同士の交流を行う場となる「KOBE しあわせの村ユニバーサルカレッジ」の開校を目指す。

エ 「こうべ医療者応援ファンド」の運営

令和2年度に創設した新型コロナウイルス感染症患者の治療等にあたる医療従事者を応援する基金「こうべ医療者応援ファンド」について、令和3年度は市内の企業・団体を対象に「こうべ医療者応援ファンドサポーター」を新たに募集し、サポーターのロゴマークを使用したPR活動やタイアップ商品の開発等による支援のさらなる拡大に取り組む。

また支援金は、有識者で組織する「ファンド配分委員会」が配分先並びに配分額を決定し、医療機関等を通じて医療従事者に対する手当の加算等の勤務環境の改善に充てられる。

(2) 総合福祉ゾーン「しあわせの村」をはじめとする市民福祉施設の管理運営

市民の心身の健康や福祉の増進を図るために建設された市民福祉施設において、施設の管理運営を通じて、市民福祉の向上を目指す事業を実施する。

特に「しあわせの村」においては、共同事業体事業者及び村内施設と連携をとりながら、「神戸

市民の福祉をまもる条例」の基本理念である「自立と連帯」の実現を目指し、高齢者・障がい者をはじめとするすべての市民が、「つどい」・「楽しみ」・「学び」・「憩う」ことができる市民福祉の拠点として運営の充実を図る。

ア 障がい者ディーセントワーク（仕事に生きがいと人間らしい尊厳を持つこと）の実現

(ア) 村内施設における“しごと”づくり

「しあわせの村実習受け入れセンター」を起点として、神戸市教育委員会や特別支援学校、しごとサポート等とネットワークを構築し、村内事業所における実習実施のためのマッチングやサポートを拡充する。

また、清掃、園地管理、客室整理といった施設管理業務の村内福祉施設等への委託や、障がい者就労コンビニ等での雇用に継続的に取り組み、村内施設全体で障がい者の就労や自立・社会参加を支援するとともに、神戸市や東京大学先端科学技術研究センター等と連携し、超短時間雇用など新たな雇用の仕組みや最先端の研究・知見を活用しながら、さまざまな形態による村内での障がい者の新たなしごとづくりに取り組む。

(イ) 障がい者施設製品のブランド力向上・販売支援

障がい者施設製品の紹介・販売の場である「はっぴねすコーナー」（本館・宿泊館1階コンビニエンスストアと併設）について、さらなる利用促進を目指した改装を実施するなど、一層の充実を図る。

また、村内障がい者施設による「缶バッチ☆マグネット製作隊」の受注・販売活動を引き続き支援するとともに、そのデザインに障がい者アートを取り入れ商品化することについて試行的に取り組む。

(ウ) しあわせ農園事業

農業を活用した障がい者の就労拡大に向けた取り組みを引き続き実施し、障がい者が活躍できる場の拡充を目指す。

新たに、引きこもりや発達障がい者を対象にした農業体験もあわせて試行実施し、社会参加へのきっかけづくりに取り組む。

イ 障がい者スポーツ・芸術の振興

(ア) 東京パラリンピック・世界パラ陸上に向けた支援

オーストラリアパラリンピックチームなどの練習会場として村内施設を提供することや、神戸市主催の「東京2020パラリンピック聖火リレー 聖火フェスティバル」は中止となったが、「パラスポーツ王国HYOGO & KOBE 夢プロジェクト2021」を実施するとともに、2022年に神戸市で開催予定の「世界パラ陸上」については、組織委員会に参画し、しあわせの村の施設の活用について引き続き調整・検討を行う。

(イ) パラスポーツ支援のための施設の活用

東京パラリンピックや世界パラ陸上などの大規模イベントへの対応や、日常的なパラスポーツの支援のために改修された多目的運動広場や体育館などの施設を活用し、パラスポーツイベント等の誘致促進を図る。

(ウ) 障がい者向けスポーツの振興

障がい者の健康増進、心身機能の維持・向上や生きがいづくりを目的に、（福）神戸市社会福祉協議会と連携し、各種スポーツ教室や障がい者と健常者がスポーツを通じて相互理解を深めることを目的とした交流イベントを実施する。

また、各種教室の新たな参加者の確保に向けて、広報の充実や外部の専門家によるプログラム内容の再編成について検討を行うとともに、全国の障がい者スポーツ指導者を対象とした研修会をしあわせの村で実施する。

(エ) こころのアート展・こころのアートギャラリー・手のひらギャラリー

障がい者の芸術作品の魅力を広く社会に発信し、活動の場を拓くため、芸術活動に取り組む障がい者を兵庫県内から公募し、作品展やその自由な表現を体験するワークショップをしあわせの村において実施する。

また、しあわせの村本館2階の常設展示スペース「こころのアートギャラリー」において、こころのアート展及び常設展並びに個展を実施するとともに、前年度に初めて開催した「神戸旧居留地こころのアート展」を引き続き実施するなど、年間を通して障がい者アートに触れる機会を提供する。

さらに、温泉健康センターの「手のひらギャラリー」では、広く市内の障がい者が作品を発表できる場を引き続き提供する。

ウ アクティブエイジングを活かす

(ア) 神戸市シルバーカレッジの運営

高齢者の豊かな経験を活かして自らの可能性を拓き、その成果を社会へ還元することを目指して、高齢者に学習及び実践活動の場を提供することを目的に、神戸市シルバーカレッジを運営する。

健康ライフ、国際交流・協力、生活環境、総合芸術の4つのコースの専門授業と、社会貢献などの共通授業、スポーツ授業を実施するとともに、ボランティア活動・地域活動などの社会貢献活動につながるよう支援する。

[定員] 440人×3学年

[就学期間] 3年

(イ) 「NPO法人社会還元センターグループわ」との連携

神戸市シルバーカレッジの学生の卒業後の社会貢献活動の機会を広げるため、「NPO法人社会還元センターグループわ」との連携を行う。

「わいわいストリート（昔あそび体験）」、「夏休み工作塾（創作活動体験）」、「ビバ！ハロウィン（季節の子ども向けイベント）」など主として世代間交流を通じた子育て支援事業について、企画段階から参画を得て実施する。

エ 子ども・子育て支援

明日の神戸を担う子どもたちを対象に、自然環境を活かした子どもの成長支援、交流や人材育成などの地域づくりを目的に、市内関係団体やしあわせの村ボランティア、NPOなどと連携し、子育て・子育て支援に取り組む。

(ア) 野外活動を通じた子育て・子育て支援

障がいのある児童とその家族が、野外でのキャンプやレクリエーション活動を楽しめるきっかけを提供するため、（公財）神戸YMCAと連携し日帰りのキャンプを実施する。

また、大学生ボランティア（ユースボランティア）が活動に参画することにより、学生自身が学び、成長していくことを支援する。

(イ) 支援が必要な児童に対する取り組み

学校行事等への適応に不安のある発達気になる児童を対象としてその不安を解消する

ための体験を目的とした「発達の気になる子の体験ひろば」については、専門家や専門機関と連携を図り、指導・助言を受けプログラムの見直しを行ったうえで実施する。

(ウ) 親子・世代間交流の場の提供（再掲）

「グループわ」と連携し、「わいわいストリート（昔あそび体験）」、「夏休み工作塾（創作活動体験）」、「ビバ！ハロウィン（季節の子ども向けイベント）」などの世代間交流を通じた子育て支援事業について、企画段階から参画を得て実施する。

(エ) 子育て支援駐車料金無料化

神戸市が進める子育て支援施策として、18歳未満の子どもとともにしあわせの村を利用した場合に、普通車駐車料金の無料化を実施する。

(オ) 平磯児童館の運営

児童に健全な遊びの場を提供し、その健康を増進または情操を豊かにする活動を通じて、地域における市民福祉に寄与することを目的に、指定管理者として児童館の運営を行う。

高齢者との交流を含めた児童健全育成事業や、「幼児の会」、「ミニミニっ子」、「すくすく広場」などの子育て支援事業を実施する。

オ しあわせの村の活性化

(ア) 「しあわせの村会議」の運営

共同事業体事業者及び村内施設等の代表者で構成する「しあわせの村会議」（令和2年度設置）において、日常的な相互支援体制の確立や今後の村のあり方の検討・実践等を進めるために各施設が連携を一層強め、各分野の専門家を招いた研修会の開催などを通じて福祉課題の解決を目指す。

(イ) 魅力向上に向けた取り組み

a 発信力の強化

しあわせの村全体の情報発信のあり方などを検討し実施するため、共同事業体事業者及び村内施設が参画する「しあわせの村広報部会」を運営する。この会議では、情報誌やホームページ、メールマガジン、フェイスブックなどさまざまな広報媒体の効果や課題等を踏まえ、SNSなども含めた新たな広報手段の導入等についても検討する。

また、しあわせの村の利用者の意見をさまざまな改善等に反映させるため、入村者アンケート調査を実施する。

b 市民交流事業

(a) こうべ福祉・健康フェア

(b) しあわせの村まつり等既存イベントの見直し

当協会が中心となり実施している「しあわせの村まつり」をはじめとする市民交流イベントについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の今後の動向や、コロナ禍後の市民ニーズの変化などを踏まえ、開催方法について見直し・検討を進めながら実施していく。

(c) ウォークラリー with Dog

(d) 村の魅力ある自然環境を楽しむ催しの開催

(e) ユニバーサル農園活動

レクリエーションや障がい者の機能回復等を目的として、村内の福祉施設の高齢者や障がい者や児童に野菜の栽培や収穫等の農園活動の体験機会を提供する。

c 総合的な維持管理

(a) しあわせの村を訪れるだれもが安全・安心・快適に利用できるよう、施設の保守・修繕や警備、無料巡回バスの運行等の総合的な維持管理を行う。

(b) 一年中花を見ることができ、市民の憩いとリフレッシュの場として人気が高い緑地について、引き続き快適な空間として良好に維持管理する。

(ウ) ボランティア活動の推進

a 幅広い市民への参画の呼びかけ

しあわせの村を訪れる誰もが安全・安心・快適に利用できるよう、あらゆる世代の市民を対象に、さまざまな役割を担っていただくボランティアの参画を広く求めていく。

b 村内施設も含めたさまざまな活動の場の提供

ボランティアのスキルアップのための研修会を実施するとともに、共同事業体事業者や村内施設との連携により、さまざまな場面に活動の場を広げていく。

また、ボランティア活動の推進にあたっては、「グループわ」との連携も図る。

(エ) ユニバーサル社会に配慮した施設整備

高齢者や障がい者の利用割合が高い施設の特性を考慮しながら、協会において策定した「しあわせの村ユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、障がい当事者の意見を活かしながら検証し、だれにでもやさしい村づくりを進める。

(3) 介護保険制度の公正・公平な運営を確保するための事業

指定市町村事務受託法人として、市内全域における介護保険サービスの受給を新たに申請する市民、及び要介護度の変更を申請する市民に対して訪問・調査を行う「要介護認定調査業務」について、神戸市からの受託により実施する。

【収益事業等】

(1) 指定管理施設に付帯する便益施設及び市民福祉施設の運営等

ア しあわせの村内便益施設の運営

(ア) 有料駐車場（1,440台）

(イ) 公衆電話

(ウ) 貸館（日本庭園内茶室等）

(エ) 屋外アドベンチャー遊具（民間事業者と連携し設置）

イ 保養センター太山寺・ラジウム温泉太山寺

市民の健康の保持・増進を図るために建設した同施設について、公募により選定した民間事業者による運営を行う。

ウ サン舞子マンション

平成23年度に社会福祉法人へ事業を承継したが、入居預り金の管理等を引き続き行う。

2 経営改善の取り組み状況

当協会は、昭和 52 年に制定された「神戸市民の福祉をまもる条例」の理念である市、事業者及び市民の三者が有する人材、資力などを総合的に活用することによって市民福祉を振興するための事業を創造・推進させ、市民福祉の向上に寄与することを目的とした各種事業に取り組むとともに、効率的な経営に取り組んでいる。

(1) これまでの取り組み状況

ア 市民福祉事業の創造・推進

団体設立以来、有償ホームヘルプサービスや権利擁護事業などの先駆的な市民福祉事業に取り組んできたが、近年においても「こうべUD大学」・「夏休み親子UD教室」・「こうべユニバーサルデザインフェア」・「UD出前授業」を実施する等市内全域でのユニバーサルデザインの普及啓発に取り組んでいる。

令和 2 年度は、しあわせの村ホームページ内に情報ページ「しあわせの村 NEWS ぴっくあっぷ」を新たに開設するとともに、手話通訳動画による施設の営業状況やイベント等の開催情報、施設の利用案内の提供を開始し、市民福祉情報の発信力強化に取り組んだ。

また、「健康創造都市KOBE」の推進や健康寿命の延伸を目指し、しあわせの村の施設を活用して普及啓発や予防事業に取り組む「しあわせの村健康倶楽部」を新たに創設した。

そのほか、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる市内医療機関に対して、医療従事者の勤務環境改善に向けた支援を行うため、神戸市からの要請に基づき「こうべ医療者応援ファンド」を創設し、市民や企業・団体からの寄付金を募るとともに、寄付金を原資とした医療機関への支援金の配付を行った。

一方、しあわせの村においては、村内の医療・福祉施設の運営法人や運営共同事業体構成員及びその他営業施設で構成した「しあわせの村会議」を組織して村内連携を一層強化し、新たな福祉課題の解決や「しあわせの村リニューアル有識者会議」から出された提言の実現を目指していくこととした。

さらに、ユニバーサルデザインの推進や地域の発展や人材の育成に寄与することを目指し、兵庫県立福祉のまちづくり研究所との間で連携協定を締結した。

イ しあわせの村の設立理念の実現を目指した管理運営

平成元年の開村以来運営を担っているが、平成22年度からは指定管理者として専門的な能力を有する事業者と共同事業体を結成し、市民サービスの向上や効率的な運営に取り組んでいる。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、宿泊施設をはじめとする多くの施設で供用休止、供用時間短縮等の対応を執るとともに、イベントや教室については中止・

実施方法を変更するなど、事業運営に大きな影響を受けることとなった。

その一方で、村内における障がい者の就労を一層進めるため、「しあわせの村実習受け入れセンター」を開設し、村内事業所での職場体験実習の受け入れに向けたマッチングやサポート業務を開始した。

また、市内障がい者施設から新たな出店者を募集し、障がい者施設製品や施設のPRと販売を行う「はっぴねすコーナー」の取扱商品を拡大するなど、障がい者の就労支援を図っている。このほか、障がい者芸術作品展「こころのアート展」の開催や常設展示スペースとして「こころのアートギャラリー」を設置したほか、東京パラリンピックに向けた支援活動や障がい者スポーツ・交流イベントの実施、パラスポーツ支援に向けた多目的運動広場や体育館の改修工事を行うなど、障がい者の芸術やスポーツの振興や啓発にも取り組んでいる。

一方、神戸市が推進する子育て世帯に対する支援の一環として、18歳未満の子どもを含むグループの普通車駐車料金無料化を引き続き実施するとともに、民間事業者と連携してしあわせの村の自然環境を活用した屋外遊具や屋内プレイルームを有する施設を運営するなど、公園施設や自然環境を活用したあらゆる子どもの成長支援に取り組んでいる。

また、ユニバーサル社会に配慮した施設整備にも積極的に取り組んでおり、令和2年度においてはトイレの洋式化改修を引き続き行うとともに、手話と字幕による番組や災害時の緊急情報等の受・発信ができる「アイ・ドラゴン4」を村内3か所に新たに設置した。

さらに、神戸市シルバーカレッジにおいては、“再び学んで他のために”をモットーに地域ボランティア活動も交えたカリキュラムを実施するとともに、在學生や卒業生が行う社会貢献活動に対する支援・協力にも積極的に取り組んでおり、平成30年度入学者から新たに再入学制度を設けた。

ウ 介護保険関連業務

指定市町村事務受託法人として市から受託し実施している要介護認定調査業務においては、調査件数の増加に応じた調査員の増員を行いながら体制を強化するとともに、研修の充実等による質的向上も図り、公正・公平な調査に努めている。

エ 組織運営

財務運営においては、適正な収益の確保と経費の節減に取り組んでおり、平成23年度のサン舞子マンション事業の終息以降、毎年経常損益黒字を確保している。

令和元年度には、神戸市の所管部局の協力を得て協会の全ての事業の評価・検証を行うとともに、令和2年度事業を「2025ビジョン」の5つの重点施策に沿ったものに再編した。

あわせて、事業を強力に推進していくため、組織改正・事務分掌の見直しを実施するとともに、嘱託・契約職員から正規職員への内部登用制度を創設し、人材育成の強化を図った。

(2) 令和3年度の取り組み

「しあわせの村リニューアル検討有識者会議」の提言で出された、しあわせの村においてイノベーションを起こし、複雑化する福祉課題解決のためのさまざまな試みを行うことで、村の内外からの人材の交流や多様な市民の参画を進め、「ソーシャル・インクルージョン（誰もが居場所と役割を持ち市民として包摂され、誰もが取り残されない社会）」の実現を目指していく。

そのため、当協会が包括連携協定を締結している神戸学院大学や兵庫県立福祉のまちづくり研究所、神戸市と連携協定を締結している東京大学先端科学技術研究センター等と連携を図りながら、しあわせの村がさまざまな実証実験の場となるよう「しあわせの村ラボ(仮称)」の設置を目指す。

一方、令和2年度に創設した「しあわせの村健康倶楽部」においては、会員を対象として栄養や運動に関するプログラムを提供する健康増進セミナーを実施するとともに、広く市民を対象とした認知症予防事業も実施する。さらに、会員から収集した栄養や運動に関する「健康データ」を大学の研究と結びつけることにより、会員だけではなく市民全体の健康づくりの基盤としていくことを目指す。

また、学校を卒業した障がい者が社会で自立して生きるために必要となる力を維持・開発・伸長していくことができるよう「KOBE しあわせの村ユニバーサルカレッジ」を開講し、学習プログラムの提供や障がい当事者同士の交流の場を目指す。（文部科学省の委託事業である「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」として実施）

このほか、しあわせの村の自然環境を活かしたあらゆる子どもの成長支援や、人材の交流や育成を推進していくため、(公財)神戸YMCAと包括連携協定を新たに締結し、自然環境フィールドを活用した実体験を通じた子どもの成長を支援する取り組みや、しあわせの村のキャンプ場などの持続可能な維持活用を目指す。

さらに、新型コロナウイルス感染症患者の治療等にあたる医療従事者を応援する基金「こうべ医療者応援ファンド」においては、市内の企業・団体を対象に新たに「こうべ医療者応援ファンドサポーター」を募集し、ロゴマークを使用したPR活動やタイアップ商品の開発等を通じた支援のさらなる拡大に取り組むとともに、要介護認定調査業務においては、引き続き公平性・中立性を担保しながら適正な業務執行を確保していく。

3 事業別資金収支予算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:千円)

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
公益目的事業会計	1,165,395	公益目的事業会計	1,227,211
福祉啓発等事業収入	317,470	福祉啓発等事業支出	323,581
しあわせの村公益事業収入	475,585	しあわせの村公益事業支出	506,382
要介護認定調査事業収入	340,797	要介護認定調査事業支出	353,019
長寿祭事業収入	7,000	長寿祭事業支出	19,326
児童館事業収入	24,543	児童館事業支出	24,903
収益事業等会計	504,712	収益事業等会計	490,824
しあわせの村収益事業収入	451,912	しあわせの村収益事業支出	325,211
太山寺事業収入	52,800	太山寺事業支出	42,163
		サン舞子マンション事業支出	102,450
		法人税等支出	21,000
法人会計	41,020	法人会計	34,720
法人管理収入	41,020	法人管理支出	34,720
当期収入合計(A)	1,711,127	当期支出合計(C)	1,752,755
前期繰越収支差額(B)	447,000	当期収支差額(A)-(C)	△ 41,628
収入合計(A)+(B)	2,158,127	次期繰越収支差額	405,372

※ 神戸市からの収入

(1) 補助金 58,700千円

(2) 委託料 1,090,870千円

4 予定正味財産増減計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	金	額
I 一般正味財産増減の部		
1 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	1,037	
特定資産運用益	972	
事業収益	1,256,154	
受取補助金等	58,700	
受取負担金	60,496	
受取寄付金	301,637	
雑収益	1,589	
経常収益計		1,680,585
(2) 経常費用		
事業費	1,632,397	
管理費	24,665	
経常費用計		1,657,062
当期経常増減額		23,523
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		
経常外収益計		-
(2) 経常外費用		
経常外費用計		-
当期経常外増減額		-
税引前当期一般正味財産増減額		23,523
法人税・住民税及び事業税		21,000
当期一般正味財産増減額		2,523
一般正味財産期首残高		198,442
一般正味財産期末残高		200,965
II 指定正味財産増減の部		
基本財産運用益	1,037	
特定資産運用益	381	
受取寄付金	100,000	
一般正味財産への振替額	△ 302,950	
当期指定正味財産増減額		△ 201,532
指定正味財産期首残高		711,990
指定正味財産期末残高		510,458
当期正味財産増減額		△ 199,009
正味財産期首残高		910,432
III 正味財産期末残高		711,423

5 予定貸借対照表

令和4年3月31日現在

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1 流動資産		1 流動負債	
現金預金	404,893	未払金	200,290
未収金	219,703	1年以内返済借入金	10,666
棚卸資産	2,702	預り金	29,562
前払金	806	賞与引当金	19,684
立替金	12,285	1年以内支払リース債務	3,856
流動資産合計	640,389	流動負債合計	264,058
2 固定資産		2 固定負債	
(1) 基本財産		長期借入金	1,227,008
基本財産普通預金	7,279	預り入金	3,000
基本財産有価証券	402,721	受入保証金	17,000
基本財産合計	410,000	退職給付引当金	140,836
(2) 特定資産		リース債務	873
退職給付引当資産	140,836	固定負債合計	1,388,717
基金等特定資産	341,540	負債合計	1,652,775
川重シルバー活動基金	100,458	III 正味財産の部	
こうべ長寿祭事業基金	689	1 指定正味財産	
受入保証金特定資産	17,000	寄付金	510,458
特定資産合計	600,523	指定正味財産合計	510,458
(3) その他の固定資産		(うち基本財産への充当額)	(410,000)
土地	317,265	(うち特定資産への充当額)	(100,458)
建物	237,876	2 一般正味財産	
建物付属設備	37,927	一般正味財産	200,965
構築物	43,166	一般正味財産合計	200,965
什器備品	38,439	(うち基本財産への充当額)	(-)
機械及び装置	22,757	(うち特定資産への充当額)	(342,229)
ソフトウェア	3,332	正味財産合計	711,423
電話加入権	1,635		
投資有価証券	6,101		
リース資産	4,787		
その他の固定資産合計	713,286		
固定資産合計	1,723,809		
資 産 合 計	2,364,198	負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	2,364,198

6 事業別予定収入明細書

令和3年4月1日～令和4年3月31日

(単位:千円)

会 計 名	収入合計	内 訳				
		事業収入	受託料収入	補助金収入	雑収入	その他収入
公益目的事業会計	1,165,395	1,599	815,129	19,431	101,054	228,182
福祉啓発等 事業収入	317,470	32	-	15,825	100,000	201,613
しあわせの村公益 事業収入	475,585	1,567	456,813	3,606	1,054	12,545
要介護認定調査 事業収入	340,797	-	340,797	-	-	-
長寿祭事業収入	7,000	-	7,000	-	-	-
児童館事業収入	24,543	-	10,519	-	-	14,024
収益事業等会計	504,712	221,411	277,741	-	1,740	3,820
しあわせの村収益 事業収入	451,912	168,611	277,741	-	1,740	3,820
太山寺 事業収入	52,800	52,800	-	-	-	-
法人会計	41,020	-	-	39,269	1,751	-
法人管理収入	41,020	-	-	39,269	1,751	-
合 計	1,711,127	223,010	1,092,870	58,700	104,545	232,002

7 事業別予定支出明細書

令和3年4月1日～令和4年3月31日

(単位:千円)

会 計 名	支出合計	内 訳		
		人 件 費	物 件 費	そ の 他
公益目的事業会計	1,227,211	537,619	387,826	301,766
福祉啓発等事業支出	323,581	16,360	5,608	301,613
しあわせの村公益事業支出	506,382	197,923	308,306	153
要介護認定調査事業支出	353,019	286,744	66,275	-
長寿祭事業支出	19,326	12,326	7,000	-
児童館事業支出	24,903	24,266	637	-
収益事業等会計	490,824	92,263	263,839	134,722
しあわせの村収益事業支出	325,211	85,689	239,522	-
太山寺事業支出	42,163	6,574	24,317	11,272
サン舞子マンション事業支出	102,450	-	-	102,450
法人税等支出	21,000	-	-	21,000
法人会計	34,720	9,664	25,056	-
法人管理支出	34,720	9,664	25,056	-
合 計	1,752,755	639,546	676,721	436,488

VI 令和2年度主要事業計画・実績比較表

事業名	計画	実績	備考
しあわせの村			
入村者数	195 万人	159 万人	
しあわせの村まつり来場者数	27,000 人	0 人	新型コロナの影響で中止
こうべ福祉・健康フェア来場者数	17,000 人	1,460 人	
リサイクルバザー来場者	72,000 人	0 人	新型コロナの影響で中止
こころのアート展来場者数	9,000 人	3,852 人	
こうべユニバーサルデザインフェア 来場者数	10,000 人	0 人	新型コロナの影響で中止
ふれあい体験学習参加者数	3,000 人	1,069 人	
神戸市シルバーカレッジ在校生・卒業生 ボランティア活動参加者数	49,000 人	19,127 人	
要介護認定調査件数	35,000 件	32,773 件	
こうべ長寿祭参加者数	2,200 人	396 人	
平磯児童館来館者数	8,400 人	5,223 人	
保養センター太山寺・ラジウム温泉太山寺 利用者数	242 千人	148 千人	

Ⅶ 主要事業の推移（平成30年度～令和2年度）

事業名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
しあわせの村				
入村者数	184 万人	186 万人	159 万人	
施設利用者数	105 万人	106 万人	58 万人	
宿泊者数	71,430 人	64,671 人	16,115 人	新型コロナの影響で休業期間あり
研修館利用者数	93,522 人	93,143 人	41,801 人	新型コロナの影響で休業期間、時短期間あり
温泉利用者数	206,695 人	203,488 人	122,420 人	新型コロナの影響で休業期間、時短期間あり
屋内運動施設利用者数	279,128 人	282,192 人	118,715 人	新型コロナの影響で休業期間、時短期間あり
屋外運動施設利用者数	403,501 人	419,194 人	277,131 人	新型コロナの影響で休業期間あり
入村車両数	151 万台	149 万台	129 万台	
しあわせの村まつり来場者数	中止	26,000 人	中止	新型コロナの影響で中止
こうべ福祉・健康フェア来場者数	17,000 人	18,000 人	1,460 人	
リサイクルバザー来場者数	75,000 人	55,000 人	中止	新型コロナの影響で中止
こころのアート展来場者	7,200 人	8,400 人	3,852 人	
こうべユニバーサルデザインフェア来場者数	8,500 人	中止	中止	新型コロナの影響で中止
ふれあい体験参加者数	3,568 人	2,639 人	1,069 人	
神戸市シルバーカレッジ在校生・卒業生ボランティア活動参加者数	51,162 人	46,784 人	19,127 人	
要介護認定調査件数	33,046 件	32,522 件	32,773 件	
こうべ長寿祭参加者数	2,985 人	2,752 人	396 人	新型コロナの影響で一部中止
平磯児童館来館者数	8,888 人	7,432 人	5,323 人	新型コロナの影響で閉館期間あり
保養センター太山寺・ラジウム温泉太山寺利用者数	236,655 人	241,599 人	147,999 人	新型コロナの影響で休業期間、時短期間あり

参 考 資 料

所管施設の概要

しあわせの村（指定管理施設を掲載） 所在地 神戸市北区しあわせの村1番 敷地面積 約 205 ha	
宿泊施設	
宿泊館（総合センター）	
開設日	平成元年4月26日
規模	延床面積 約 8,685 m ² , 7階建
施設内容	客室 49室, 宿泊定員 148名, 会議室, 大広間
たんぼぼの家（婦人交流施設）	
開設日	平成5年4月22日
規模	延床面積 約 5,800 m ² 4階建
施設内容	客室 22室, 宿泊定員 68名, 多目的ホール, セミナー室, ワークスペース, 大広間
野外活動センターあおぞら	
開設日	平成5年4月22日
規模	延床面積 約 4,900 m ² 2階建
施設内容	客室 18室, 宿泊定員 228名, 多目的室, クラフト室
保養センターひよどり（多目的ショートステイ施設）	
開設日	平成元年9月1日
規模	延床面積 約 2,955 m ²
施設内容	客室 23室, 宿泊定員 70名, 会議室, 大広間
研修館（総合センター）	
開設日	平成元年4月26日
規模	延床面積 約 1,730 m ²
施設内容	ホール, 大会議室, 小会議室, 研修室, 料理教室
温泉健康センター	
開設日	平成元年4月26日
規模	延床面積 約 8,500 m ²
施設内容	温泉, プール, 体育館, トレーニングジム
神戸市シルバーカレッジ	
開設日	平成5年9月21日
規模	延床面積 約 6,000 m ² 2階建
施設内容	教室, 多目的ホール, ラーニングセンター等
定員	1,260名（1学年 420名）
屋外施設	
テニスコート	
開設日	昭和62年11月1日
施設内容	センターコート1面, 一般コート15面, 面積 約 3.6 ha
アーチェリー場	
開設日	昭和62年11月1日
規模	27的, 面積 約 0.6 ha
運動広場	
開設日	昭和63年9月1日
規模	約 2.4 ha
芝生広場	
開設日	昭和63年9月1日
規模	約 7 ha
日本庭園	
開設日	平成元年4月26日
規模	約 1.4 ha
施設内容	築山, あづまや, 茶室, 池, 水舞台など
ローンボウルス場	
開設日	平成元年4月26日
規模	10レーン, 面積 約 0.5 ha

屋外施設	
テントキャンプ場	
開設日	平成5年4月22日
規模	面積 約 0.55 ha
施設内容	宿泊 20 サイト(120名) , 日帰り 5 サイト (50名)
オートキャンプ場	
開設日	平成7年7月15日
規模	面積 約 2.5 ha
施設内容	普通車サイト 32 , キャンピングカーサイト 13
デイキャンプ場	
開設日	平成7年7月15日
規模	面積 約 1.0 ha
施設内容	炉付きテーブル 18 卓, 炊事棟2棟, 野外炉
薬草園・果樹園	
開設日	平成元年4月 (平成5年3月31日薬草園開設)
規模	面積 約 0.8 ha
施設内容	薬草・薬木約 200 種, 果樹
馬事公苑	
開設日	平成5年7月9日
規模	クラブハウス 約 970 m ² 馬場 約 9,600 m ² 敷地面積 約 3.4 ha
トリム園地	
開設日	平成7年7月15日
規模	面積 約 2.0 ha
施設内容	健康遊具, 船, タル, ステップ, イカダ, 迷路など
球技場	
開設日	平成12年7月20日
規模	面積 約 2.0 ha
施設内容	サッカー, グラウンドゴルフ, ゲートボール, ソフトボールなど
農園	
開設日	平成元年4月
規模	面積 約 0.3 ha
施設内容	ユニバーサル農園 (平成14年5月21日開設) など
冒険アドベンチャーパーク	
開設日	令和元年11月30日
規模	面積 約 418 m ²
施設内容	屋外遊具 ツリートップアドベンチャー, ルーフトップアドベンチャー 屋内プレイルーム モリノアソビバ
平磯児童館	
開設日	昭和48年5月10日
所在地	神戸市垂水区平磯1丁目2番5号 垂水年金会館 3階
規模	面積 190m ²
保養センター太山寺	
開設日	昭和55年11月1日 (平成8年12月1日改修, 平成22年12月1日改修)
所在地	神戸市西区伊川谷町前開270番地の1
規模	鉄筋コンクリート造 瓦葺2階建 延床面積 1,959.99m ² 敷地面積 3,599.02m ²
施設内容	客室 16室 (宿泊定員 64 名) 浴室2, 介護浴室1
ラジウム温泉太山寺	
開設日	昭和62年4月6日 (平成6年10月1日増改築, 平成22年12月1日改修)
所在地	神戸市西区伊川谷町前開273番地の1
規模	鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 1,423.34m ² 敷地面積 4,037.56m ²
施設内容	浴場2, 介護浴室1